

東北風力合同会社「(仮称) 東北風力発電事業環境影響評価書」に係る
確定通知について

令和4年1月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、東北風力合同会社「(仮称) 東北風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、東北風力合同会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた東北風力合同会社は、同条第2項の規定に基づき、熊本県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 8月10日
環境大臣意見受理	平成29年10月19日
経済産業大臣意見発出	平成29年11月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年11月27日
住民意見の概要等受理	平成30年 1月24日
熊本県知事意見受理	平成30年 3月28日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 3月21日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年10月29日
住民意見の概要等受理	令和 2年12月21日
熊本県知事意見受理	令和 3年 3月25日
環境大臣意見受理	令和 3年 3月30日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月20日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 3年12月24日
環境影響評価書確定通知	令和 4年 1月20日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話:03-3501-1742(直通)